

令和5年度国内肥料資源利用拡大対策事業のうち 畜産環境対策総合支援事業の第10回要望調査の実施について

1 対象事業

要望調査の対象事業は、令和5年度内に実施する、以下の事業メニューです。

(1) 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業

- ① 耕種農家における堆肥、液肥ニーズの把握や生産方法の検討、広域流通等の促進を図るための協議会の開催、堆肥・液肥の成分分析、取組主体が行う堆肥造粒機等の導入等を支援します。
- ② 堆肥のクロピラリド検査体制の構築に必要な研修、クロピラリド検査機器の導入等を支援します。
- ③ 堆肥を活用した飼料により生産された畜産物のブランド化を支援します。
- ④ 異なる畜種間の連携等による飼料生産の際の化学肥料の使用量を低減する取組を支援します。

(2) 畜産・土づくり施設等導入支援事業

取組主体が行う好気性強制発酵による堆肥・液肥の高品質化、堆肥のペレット化に係る施設等の整備又は補改修等を支援します。

(3) 畜産環境対策推進体制支援事業

地域の関係者等と連携し、高度な畜産環境対策の実施方法の検討等を行うための協議会の開催や、畜産経営に由来する臭気の測定又は排水の水質検査を支援します。

(4) 畜産環境関連施設等導入支援事業

取組主体が行う高度な畜産環境対策を実施するための施設等の整備又は補改修を支援します。

2 要望調査の方法

対象事業（1）、（2）及び（3）、（4）で提出書類が異なります。

都道府県等の段階においてもヒアリング等を行うことがありますので、都道府県段階での提出期限については、各都道府県畜産主務課にお問い合わせください。

	事業実施計画書の提出
都道府県段階	農政局等への提出期限を踏まえ、都道府県畜産主務課が決定し、管内の協議会及び生産者に周知します。
農政局等段階	農政局等が管内の都道府県にヒアリング等の日程と併せてお示しします。
農林水産省段階	令和5年11月10日（金）
割当予定時期※	(1)、(3) : 11月下旬 (2)、(4) : 12月下旬 (1)と(2)、(3)と(4)を同時に計画する場合は12月下旬

※ 割当予定時期は変更される場合があります。